別記様式第十七の六の二（第二十八条の三関係）

再　試　験　通　知　書

年　月　日

住　所

殿

公安委員会　印

道路交通法第100条の２第１項に規定する再試験を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受けてから１か月以内に、やむを得ない理由なく再試験を受けない場合は、再試験に係る免許が取り消されることとなります。

再試験を行う理由	
再試験に係る免許の種類	
再試験の場所	
備　考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

別記様式第十七の二の二（第二十八条の三関係）

再　試　験　通　知　書

年　月　日

住　所

殿

公安委員会　印

道路交通法第100条の２第１項に規定する再試験を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受けてから１か月以内に、やむを得ない理由なく再試験を受けない場合は、再試験に係る免許が取り消されることとなります。

再試験を行う理由	
再試験に係る免許の種類	
再試験の場所	
備　考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。